

令和6年1月5日

市民のみなさんへ

庄原市総領支所

行政文書の発行について

1月5日付けの行政文書を次のとおり発行します。

★ 回覧文書

表 題	備 考	担 当 課 等
環境しょうばら		環境建設部 環境政策課
令和6年庄原市消防出初式		総務部 危機管理課
田園文化センターだより		田園文化センター
NEW庄原市民会館だより		教育部 生涯学習課
交通ひろしま 新春号		広島県 交通安全協会
防犯ひろしま		庄原市 防犯組合連合会
総領地域 令和6年度市・県民税申告相談日程		総領支所 地域振興室
確認してみよう！申告フローチャート		
自分で簡単！農業所得の収支計算		
学校だより		総領中学校
校長だより		

★ 各戸配布

表 題	備 考	担 当 課 等
広報しょうばら1月号		総務部 行政管理課

＜行政文書のお問い合わせ先＞

〒729-3703

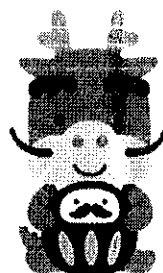
庄原市総領町下領家280番地1

庄原市総領支所総務室

電話番号：0824-88-2111

FAX番号：0824-88-2978

メールアドレス：soumu-sou@city.shobara.lg.jp





令和6年度

市・県民税申告相談日程

広報しょうばら1月号でお知らせしていますように、2月16日（金）から始まる「令和6年度市・県民税申告相談」の日程は、次のとおりです。

待ち時間を少なくするため、次のとおり地区の割り振りをしましたので、希望日の前日までに総領支所地域振興室市民生活係へ電話等で予約のうえ、申告していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

予約受付について詳しくは裏面をご覧ください。

月 日	対 象 地 区	会場等
2月		総領支所 2階会議室 受付時間 9時～11時30分・13時～16時
16日（金）	黒目	
19日（月）	亀谷（亀谷イ・ロ／小坂上・下）	
20日（火）	亀谷（本谷上・下／高田／段畑／土居）	
21日（水）	上領家・五箇（矢谷／上野／竹の下／栃木／牛の子谷）	
22日（木）	五箇（宮本／万我／田野河内／松山／田尻／砂／徳原）	
26日（月）	中領家・亀谷（五郎丸）	
27日（火）	下領家（山崎の里／千戈／八幡）	
28日（水）	下領家（光／庚申／巴）	
29日（木）	事務整理日	
3月	稲草（敷尾／長谷上・下／上市下・中・東・西／	
1日（金）	平井川の里／大谷／森藤／新制／日南の里）	
4日（月）	稲草（新町上・下／本町上・下／かじや小路）	
5日（火）	稲草（川井町上・下／馬場）	
6日（水）	稲草（田総の里東・中・西組）	
7日（木）	稲草（郷原／下市の里／五萬の里／ともいきの里）・木屋	
8日（金）	全域	
～		
14日（木）		
15日（金）	事務整理日（申告書の再提出・補完等）	

※事前相談会は行いませんので、農業収支内訳書や医療費控除明細書等の作成方法、申告についてわからないことがありましたら、あらかじめご相談ください。

申告相談の予約受付について

待ち時間を少なくするため、予約制により申告相談を受け付けます。

予約されていなくても申告相談はできますが、予約の方が優先となりますので、ご了承ください。

◆予約受付期間	令和6年2月9日（金）～3月13日（水） ※土日を除く 8時30分～17時15分の間をお願いします。
◆予約方法	申告相談希望日の前日までに、電話または市民生活係窓口 で予約してください。 ※先着順です
◆予約先 ◆問い合わせ先	総領支所 地域振興室 市民生活係 電話 88—3063
◆その他	・農業所得の収支内訳書、医療費控除の明細書を作成のうえ、お越してください。（作成されていない場合は、順番が後になる場合があります。） ・予約の方が優先ですので、予約されずに来られた場合、日を改めていただくことがありますのでご了承ください。 ・予約当日、受付されなかった場合はキャンセル扱いとなります。 ・予約後に都合がつかなくなった場合は、連絡をお願いします。 ・予約時間と多少前後する場合がありますので、ご了承ください。

お問い合わせ 地域振興室 市民生活係 電話88—3063

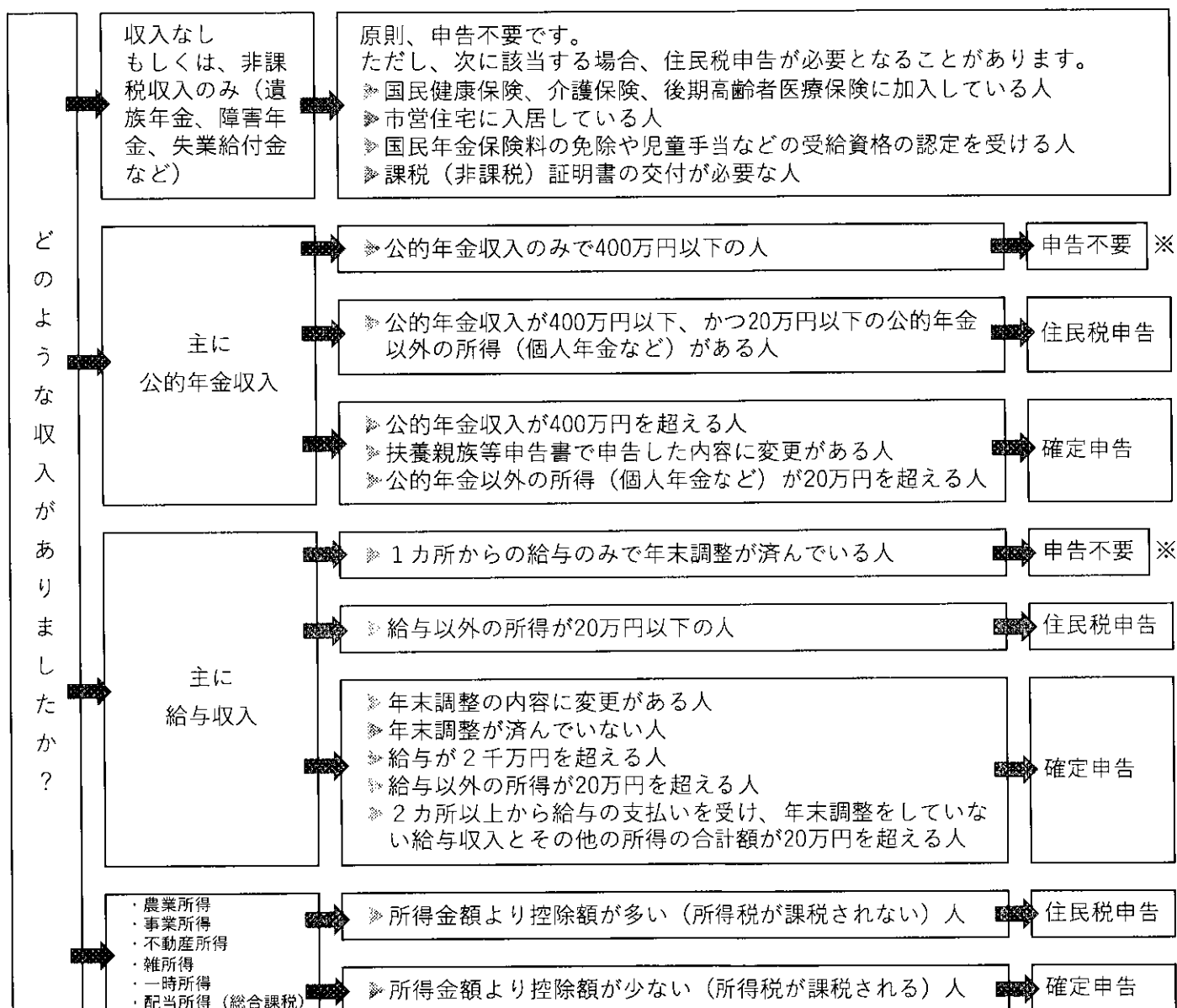
確認してみよう！ 申告フローチャート

申告相談 受付期間

2月16日(金)

3月15日(金)

- まずは、次のフローチャートで申告手続きが必要かどうかを確認してみよう。
- 次の場合は、庄原税務署での確定申告が必要です。
- ・青色申告の人
 - ・土地、建物や株式の譲渡所得がある人(3月4日以降に税務署で受け付け)
 - ・先物取引による所得や山林所得がある人
 - ・太陽光発電による売電収入のある人
 - ・雑損控除や住宅借入金等特別控除(1年目)がある人
 - ・税務署に確定申告書を提出した人は、住民税申告を行う必要はありません。
- フローチャートに沿わない場合もあります。不明な点はお問い合わせください。



※ 所得税の還付を受ける人や各種控除の適用を受けようとする人は、フローチャートに関わらず確定申告もしくは住民税申告が必要です。

申告に必要なもの

申告会場（総領支所 2 階会議室）にお越しいただく際には、次のものをご持参ください。

● 全員	本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード＋運転免許証・保険証など）
● 事業所得（農業・営業等）や不動産所得のある人	「収支内訳書」または「月別集計表」などの、収入や必要経費を整理したもの
● 給与所得がある人	給与所得の源泉徴収票
● 公的年金を受給している人	公的年金などの源泉徴収票
● 一時所得（生命保険一時金、損害保険返戻金など）や雑所得（個人年金など）がある人	収入や必要経費が確認できるもの
● 生命保険料控除や地震保険料控除、寄附金控除などを受ける人	支払証明書
● 国民年金の控除を受ける人	保険料控除証明書
● 医療費控除を受ける人	医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
● 障害者控除を受ける人	身体障害者手帳など障害の程度を証明するもの
● 肉用牛の免税を受ける人	肉用牛売却証明書
● 住宅借入金等特別控除（2 年目以降）を受ける人	住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
● 所得税の納税・還付に金融機関の預金口座の利用を希望する人	口座番号・通帳登録印

※ 源泉徴収票や各種証明書は必ず原本をご持参ください。

※ 事業所得（農業・営業など）、不動産所得の収支内訳書・月別集計表や医療費控除明細書は事前に作成の上、会場にお越しください。未作成の場合、ご自身で計算を行っていただいた後に、申告相談を受けるため、時間を要することとなります。様式は、総領支所 地域振興室 市民生活係に用意しています。また、国税庁ホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ 地域振興室 市民生活係 電話 88-3063

自分で簡単！ 農業所得の 収支計算

農業を営んでいる方は農業所得を収支計算によって申告してください。

農業所得を自分で正しく計算して申告していただくために、

「月別集計表」をぜひご利用ください。
「月別集計表」は事前に作成の上、会場にお越しく
ださい。未作成の場合、ご自身で計算を行っていただいた後に、申
告相談を受けるため、時間を要することとなります。

様式は、総領支所 地域振興室 市民生活係に用意しています。
また、庄原市ホームページからもダウンロードできます。

集計の方法等で不明なことは、事前に総領支所 地域振興室
市民生活係にお問い合わせください。